

*** 放課後や休日等にケガをした場合、お見舞い金が支給されます ***

墨田区学童災害共済のご案内

学童災害共済とは

児童生徒が学校管理下外（放課後や休日等）での災害において、死亡又は負傷した場合に保護者に対し見舞金を贈り、その心労を慰めることを目的とした制度です。

加入できる方

1. 区立小・中学校に在学する児童生徒の保護者
2. 区内在住で以下の学校に通学している児童生徒の保護者
盲学校、ろう学校、特別支援学校の小・中学部 私立、国公立の小・中学校

共済期間

4月1日～3月31日（年度単位）

7月20日（ただし、7月20日が閉庁日にあたる場合は、次の開庁日）までに申込みをすると、資格取得日は4月1日に遡ります。

7月20日以降に加入した方の共済期間は、加入した日から3月31日までです。

共済掛金

年間100円（保護者負担50円＋区負担50円）

就学援助の認定を受けた方は区で全額負担します。

加入申込み

1. 区立小・中学校

毎年7月に、学校毎に在籍児童生徒の申込み手続きを一括で行いますので、個人での手続きは不要です。ただし、一括加入の手続き以降に区外より転入された場合は、学務課で加入の手続きをお願いします。掛金と「朱肉で押す印鑑」を御持参ください。

2. 盲学校、ろう学校、特別支援学校及び私立及び国公立の小・中学校

学務課で加入の手続きをお願いします。掛金と「朱肉で押す印鑑」を御持参ください。



【お問合せ】

墨田区教育委員会事務局

学務課給食保健・就学相談担当

電話 03-5608-6305（直）

見舞金の申請

- 見舞金給付申請書及び請求書に、医師の証明書（有料）を添えて提出してください。
ただし、申請ができるのは、治療期間が7日以上（医療機関初診日から治癒した日までの通算日数）の災害に限ります。詳しくは、下記の表2をご覧ください。
- 表2の9等級又は表3に該当する負傷の場合は、学校長の副申書をもって医師の証明書に代えることができます。

見舞金の請求期間

- 死亡...死亡した日から3ヶ月以内
- 負傷...治療の終了した日から3ヶ月以内



見舞金が給付されない場合

- 交通事故
- 風水害、震災等の非常災害
- 本人の重大な過失又は故意の犯罪行為
- 負傷等が起因しない疾病（死亡含）
- 物品等の破損に対する補償

共済見舞金の額

表1「学校管理下外で死亡した場合」

区 分	共済見舞金（円）
(1) 各種団体行事参加中又は、公共施設内での死亡	600,000
(2) 保護者以外の監督下での死亡 【(1)の死亡を除く】	500,000
(3) 保護者の監督下での死亡 【(1)の死亡を除く】	400,000

表2「学校管理下外で負傷した場合」

区 分		共 済 見 舞 金（円）	
等級	治 療 期 間	入院を伴う負傷	通院のみの負傷
1 等級	241 日以上	100,000	80,000
2 等級	211 日以上 240 日以下	80,000	70,000
3 等級	181 日以上 210 日以下	70,000	60,000
4 等級	151 日以上 180 日以下	60,000	50,000
5 等級	121 日以上 150 日以下	50,000	40,000
6 等級	91 日以上 120 日以下	40,000	35,000
7 等級	61 日以上 90 日以下	35,000	25,000
8 等級	31 日以上 60 日以下	25,000	20,000
9 等級	7 日以上 30 日以下	20,000	10,000

表3「学校管理下で負傷した場合」

学校管理下の負傷で、日本スポーツ振興センターによる共済給付の対象とならない場合

一律 2,000 円